

コンプライアンス規定

(総則)

第1条 この規定は、従業員のコンプライアンスについて定める。

(適用範囲)

第2条 この規定は、すべての従業員（社員、試用社員、期間契約社員、雇用延長社員、嘱託社員、期限付社員、臨時社員、特別社員）に適用する。

(法令知識の習得)

第3条 従業員は、自らの職務を規制している法令について正しい知識を習得するようにつとめなくてはならない。

(コンプライアンスの義務)

第4条 従業員は、自らの職務を規制している法令を誠実に遵守して職務を遂行しなければならない。

② 自らの職務を規制している法令が不明であるときは、社会的良識に基づいて行動しなければならない。

(禁止事項)

第5条 従業員は、次に掲げることをしてはならない。

1. 自ら法令に違反する行為をすること
2. 他の従業員に対し、法令に違反する行為を指示すること
3. 他の従業員に対し、法令に違反する行為を教唆すること
4. 他の従業員の法令違反行為を黙認すること

(懲戒処分)

第6条 会社は、法令違反行為をした従業員を懲戒処分に付する。

(免責の制限)

第7条 従業員は次に掲げることを理由として、自らが行った法令違反行為の責任を免れることはできない。

1. 法令について正しい知識がなかったこと
2. 法令に違反しようとする意思がなかったこと
3. 会社の利益を図る目的で行ったこと

(コンプライアンス研修会)

第8条 会社は、次に掲げる目的のため、必要に応じ、研修会を開催する。

1. コンプライアンスへの関心を高めること
 2. コンプライアンスについての正しい知識を付与すること
- ② 研修会の受講を命令された従業員は、必ず受講しなければならない。

(付則)

この規定は平成19年8月1日から施行する。

平19本第43号 平成19年 8月 1日 制 定